

平成24年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年6月7日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雄
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第3号及び報告第4号
(平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
他1件)
報告
- 第5 議第39号から議第51号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一
般会計補正予算(第8号))他12件)
提案理由説明
- 第6 請願第2号
(野洲市議会議員定数の削減に関する請願書)
紹介議員説明

市長提出議案

- 報告第 3号 平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につ
いて
- 報告第 4号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越
計算書について
- 議第 39号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))
- 議第 40号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5
号))
- 議第 41号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第 42号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 43号 専決処分につき承認を求めることについて

(訴えの提起の変更について)

- 議第 44号 平成24年度野洲市一般会計補正予算(第1号)
- 議第 45号 野洲市住民投票条例の一部を改正する条例
- 議第 46号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議第 47号 野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例
- 議第 48号 財産の処分について
- 議第 49号 訴えの提起について
- 議第 50号 訴えの提起について
- 議第 51号 住居表示の実施区域及び方法について

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

新年度に入りまして初めての定例会でございますし、議会の事務局、あるいは部長、次長につきましても、顔ぶれが一新いたしました。スムーズな議事進行に、皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会の説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、平成24年第1回野洲市議会定例会において可決されました「障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書」ほか3件につきましては、平成24年3月26日付をもって、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成24年度野洲市文化スポ

一ツ振興事業団事業計画書及び会計予算書、平成23年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成24年度、滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書が市長より提出され、配布しておきましたので、ご確認を願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第20番河野司君、第1番矢野隆行君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの21日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月27日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配布済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(田中良隆君) 日程第4、報告第3号及び報告第4号「平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」他1件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成24年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきます議案につきまして、ご説明申し上げます。本定例会におきましては、報告事項としまして、平成23年度繰越明許費繰越計算書2件を報告いたします。また、専決処分につき承認を求めることが5議案、議決案件としまして平成24年度補正予算1議案、条例の一部改正3議案、その他4議案の合計13議案につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、報告第3号平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、

ご報告申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。平成24年度第1回議会定例会において、一般会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました総務費の庁舎等改修事業ほか13件の事業につきまして、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第4号平成23年度野洲市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。議案書の3ページをごらんください。平成24年度第1回議会定例会において、下水道特別会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました公共下水道事業費の雨水幹線設計業務委託につきまして、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

(日程第5)

○議長(田中良隆君) 日程第5、議第39号から議第51号まで(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他12件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(東郷達雄) 議件の朗読をいたします。議第39号専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他専決処分の承認4件、議第44号平成24年度野洲市一般会計補正予算第1号、議第45号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例他条例改正案2件、議題48号財産の処分について他その他の案件3件、以上でございます。

○議長(田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第39号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成23年度3月専決補正概要の1ページをご覧ください。平成23年度一般会計補正予算第8号につきましては、6,258万6,000円を追加いたしました。主な内容としましては、歳入では、地方譲与税、県税交付金、交付税等の額の確定、記載借入額の精査による調整、歳出では、減債基金等への積み立ての追加などを補正したものです。

次に、地方債の補正につきましては、各種事業費の精査等により、合計で1,190万

円を減額したものです。

続きまして、議第40号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。専決補正概要の4ページをごらんください。平成23年度下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、2,150万円を減額したものです。主な内容につきましては、歳出では、浄化センター負担金と公債費利子の確定により減額をし、歳入では、公共下水道使用料において、1月から3月にかけて大口企業使用者の急激な使用料の減により、使用料及び手数料で2,323万6,000円を減額したものです。

議第41号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の交付に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。内容につきましては、固定資産税の住宅用地に係る据置特例の見直しに伴うものなど、所要の改正を行うものです。なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第42号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の交付に伴い、野洲市国民保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。内容につきましては、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する特例を規定するものです。なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第43号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、平成23年11月4日に議決をいただきました、篠原小学校校舎改築工事におけるエレベーター昇降路の設計不整合により発生した傷害賠償請求を行う訴えの提起に関して、このたび当該工事費用を精査したことに伴い損害賠償請求額の減額を行うことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年4月11日専決処分したことから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

議第44号平成24年度野洲市一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。平成24年度6月補正案の概要の1ページをご覧ください。今回の補正につきましては5,644万9,000円を追加するものです。

まず、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。総務費のコミュニティ活動推進事業費では、南櫻地先の村中財産を県の砂防事業用地として提供する財産売却収入分を、南

櫻自治会砂防堰堤事業交付金として3,470万7,000円追加しようとするものです。民生費の児童館運営費においては、野洲児童館の施設劣化による雨漏りの対策を講じるため、修繕費用に650万円を追加しております。商工費の観光振興事業費では、財団法人地域社会振興財団交付金を活用して地域の観光資源を活性化する補助金を、土木費の道路新設改良工事費では仮称リバーサイドタウン開発に係る開発事業者からの市道新設負担金の精査に伴う返還金1,073万2,000円を、それぞれ追加しようとするものです。

一方、歳入につきましては、財産収入では歳出で申しあげました砂防堰堤事業用地に係ります不動産売り払い収入を増額し、諸収入では財団法人滋賀県障害者雇用支援センターの解散に伴う返還金210万円を追加しております。

議第45号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、外国人登録法の廃止及び地方自治法の一部改正により所要の改正を行うもの、並びに、選挙年齢の引き下げを行う公職選挙法改正などの国の制度改革の遅れに伴い試行時期を合わすこととしていた本条例の施行日を、3年から6年に改正するものです。なお、本条例は交付の日から施行するものです。ただし、第3条の改正規定及び第12条第2号の改正規定は平成24年7月9日から施行するものです。

議第46号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、トレーニング室において新たに定期券を創設し、温水プールと同様の制度とすることで利用促進を図るため改正を行うものです。なお、本条例は平成24年7月1日から施行するものです。

議第47号野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、プールの利用について、3歳以下を無料とし、温水プールと同様の制度とすることで利用促進を図るため、改正を行うものです。なお、本条例は平成24年7月1日から施行するものです。

議第48号財産の処分について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、滋賀県が土石流対策砂防堰堤2基を設置するに当たり、野洲市名義の保安林を滋賀県に売り払う必要があることから、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第49号訴えの提起について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、当該生活保護費受給者が、平成19年3月7日から平成22年7月1日までの生活保護費の受給

に当たり、一部受給期間の当該所帯の収入について虚偽の申告及び所得の隠ぺいを図り、不正に受給していたため、当該受給者の意向を確認した上で、返納誓約書に基づき毎月納付書を送付しておりますが、一部返納された後は現在に至るまで納付がなく、これまで訪問や面談を試み、返還を促す文書を送付しましたが、一切連絡もなく、誠意ある対応が全く見られない状況であることから、返納誓約に基づく返還金、また保護廃止決定に際し発生した返還金について返納に応じない、合計127万3,930円の返還請求等の訴えの提起を行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第50号訴えの提起について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、当該生活保護費受給者が、生活保護費の受給中、虚偽の申請により転居費用を2度にわたり不正に受給し、一部返納された後は、生活保護廃止後も現在に至るまで返納がなく、返納誓約書に基づき毎月納付書を送付するとともに、返納を促すため訪問や面談を試みましたが、一切応じることなく、さらに弁護士から通告書を送付された後も一切連絡もなく、誠意ある対応が全く見られない状況にあることから、合計83万5,950円の損害賠償請求等の訴えの提起を行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第51号住居表示の実施区域及び方法について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、野洲市市三宅の一部及び竹生の一部におきまして、宅地造成が進められていますが、大字界をまたぐ開発であるため住所地の混乱が想定されますが、造成地の売買がされていない現時点で当該事務を進めていくことにより円滑にまちづくりを進められることから、住居表示の実施区域を別示のとおりと定め、住居表示の方法を街区方式と定めることについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、野洲市住居表示審議会からは5月7日付で原案を可とする答申をいただいております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、請願第2号「野洲市議会議員定数の削減に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員の請願趣旨の説明を求めます。

第20番、河野司君。

○ 20 番（河野司君） 20 番、河野でございます。

それでは、請願第 2 号野洲市議会議員定数の削減に関する請願書につきまして、紹介議員 3 名を代表いたしまして、請願趣旨を要約して、説明をさせていただきます。

まず、請願の趣旨であります。現行 20 の野洲市議会議員の定数につきましては、県内や同一県内他市の標準と比較すると、過剰と思われ、適正化を進めるために、2 議席を削減されるよう求められたものでございます。

次に、請願の理由等でございますけれども、野洲市議会の議員定数は、合併による在任特例適用後、初の選挙では 24 でありましたが、平成 18 年 3 月の改正により、定数は 22 から 2 減され、現行 20 となっております。

請願書には、県内の各市の定数等の状況が示されており、個々の説明は省きますけれども、こうした客観的な指標に基づけば、現在の野洲市議会の議員定数は過剰な状況にあると判断せざるを得ません。

ついでには、他市にない特別な状況が野洲市にあるということを市民に明確に説明でき、なおかつ、これに市民が納得を示されない限り、次期一般選挙の前に定数を見直すべきではないかということが請願の理由でございます。

以下は、請願書の内容を要約いたしまして説明にかえさせていただきます。まず、費用の負担者である市民が、野洲市議会議員の仕事ぶりや野洲市議会の機能をどう評価されているのでしょうか。今、市民が求めていることは議会改革でございます。基本は議会の活性化でございます。そして、そのためには先に制定された議会基本条例の実践が求められることに間違いございません。

次に、今の野洲市議会議員の報酬等の水準でございますけれども、今後の議員活動の充実や議会の活性化のためには、少なくとも維持されなければならないレベルであると考えております。現在、一般議員で月額 35 万円となっております。この額以下となれば、他の仕事や資産収入等があるような一部の富裕層、単身者、また被扶養者等以外の一般市民が、ある程度の生活設計と政治家としての展望を持って市議会議員に転身することを拒むことになるのではないかと考えております。

また、県内の同類他市と在任特例期間中の議員数に対して削減率を比較したところ、野洲市の 38% に対し、同時期に合併を果たした湖南市が 43%、そして甲賀市 67%、高島市 74% の削減となっており、この指標でも野洲市が目立つこととなっている点は、追記せざるを得ないところでございます。

以上、請願第2号野洲市議会議員定数の削減に関する請願書の請願趣旨の説明といたします。

○議長（田中良隆君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月8日から6月13日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 異議なしと認めます。

よって、明6月8日から6月13日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る6月14日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑一部採決及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦勞様でございました。（午前9時20分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 6月 7日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 河 野 司

署 名 議 員 矢 野 隆 行

